

まかせて会員になるためには、なんファミリーサポートセンターが開催する講習を受講していただく必要があります。お気軽にお申し込みください。

講習受講後、個別の説明を受けて制度の趣旨や目的を理解したうえで【会員登録完了】となります。

■開催日時
① 10月28日(水)
8時50分～14時40分(3講座)
② 10月29日(木)
9時～16時40分(4講座)
※登録には10月25日(日)10時～12時(小児・乳児に対する心肺蘇生法)、令和9年2月頃に開催予定の「子どもの発達と病気」講座の受講も別途必要です。

※託児も有ります(要予約)

■開催場所
香我美支所 2階研修室
(香南市香我美町下分646)

■参加費
無料

■対象
香南市在住の子どもが好きな20歳以上の方



「子育てのお手伝いをしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いができる人(まかせて会員)」が会員となつて、子育てを支え合う有償のボランティア活動です。

CLOSE UP 募集

【ファミリーサポートセンター】
まかせて会員になりませんか?

■講習内容
子どもの栄養と食生活、心の発達とその問題、保育の心、等

詳しい講座情報は
こちらから↓

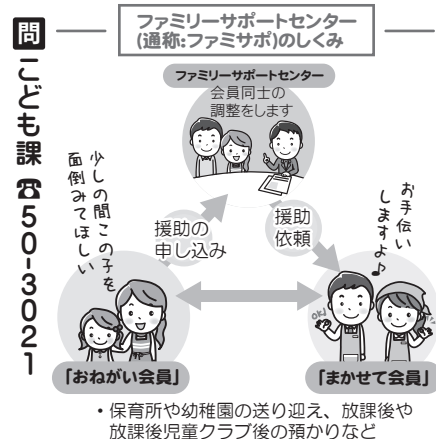


■申し込み

電話：香南市社会福祉協議会へ
57-7300
メール konan-fs@ca.pikara.ne.jp

■締め切り

令和8年10月16日(金)



CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP 募集

令和8年度 香南市表彰の
候補者を募集します

市の発展に貢献された方などを称える香南市表彰の候補者を募集します。

市では、産業・教育・文化・保健衛生・環境・福祉などの各分野で活躍されている方や団体、まちづくりを積極的に行ってきた方、地域を元気にする取り組みをされている団体など、市の発展に貢献された方などを表彰しています。

本年度の表彰候補者を募集しますので、ふさわしい個人・団体をご推薦ください。

■募集期間
10月1日(木)～11月27日(金)

■推薦方法など

総務課で配布、または市ホームページからダウンロードできる推薦書に必要事項を記入し、提出してください。

※表彰の決定は、香南市表彰審査委員会の審査によりします

推薦書のダウンロードはこちら↓



■表彰の対象
次の事項に該当する個人または団体

- ▼ 市政の発展に尽くした
- ▼ 産業の発展に尽くした
- ▼ 教育・文化の振興に寄与した
- ▼ 保健衛生の向上に尽くした
- ▼ 社会福祉の増進に尽くした
- ▼ 環境の保全に尽くした
- ▼ まちづくり(自治会等、地域)の活動に尽くした
- ▼ 災害の防除に尽くした
- ▼ 自己の危険を顧みず人命を救助した
- ▼ 特に市民の模範となるべき善行があった
- ▼ 右記以外で、特に表彰すべき実績のあるもの

問 総務課 57-8500



香南市 立地適正化計画 アンケート調査を実施します

人口減少や少子高齢化社会が進む中、香南市では将来に市民の皆さまが日常生活でサービスを受けることができる、持続可能なまちづくりを進めています。

また、台風や地震など自然災害に備え、「市民の方々が安心・安全に住み続けられるまち」を目指しています。

そのため、「都市計画マスタープラン」の改定と「香南市立地適正化計画」の策定を進めており、今回のアンケートでは市民の皆さまが利用している生活サービスについての評価やまちづくりに関するご意見・ご希望をお聞きします。

都市計画マスタープランとは

平成30年(2018年)に、長期的な視点に立った都市の将来像や、都市づくりの目標を示すものとして、香南市都市計画マスタープランが策定されました。

立地適正化計画とは

これまでの土地利用の計画に加えて、住む場所や生活に必要な施設を適切に配置・誘導することで、身近な場所で必要なサービスを受けられ、安心して暮らせるまちをつくっていくことを目指しています。また、地域同士を公共交通などでつなぐことで、便利で暮らしやすい「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていくものです。

都市計画マスタープランが、都市全体のこれからの姿を描く「大きな方向性」を示すものであるのに対し、立地適正化計画は、その方向性をもとに、将来のまちづくりを具体的に進めていくための計画です。

都市計画マスタープラン

立地適正化計画

アンケート調査にご協力ください

より良い計画となるように皆さまの考えをお聞かせください!

対象者：市内在住の18歳以上の方から無作為に選んだ2,000人に調査票をお送りします。

調査票が届かなかった方もQRから回答できます。



所用時間：15分程度

回答期間：令和8年11月1日(日)～11月30日(月)まで

問い合わせ先：住宅政策課 都市計画係 ☎57-7536